

船橋市

再犯防止推進計画(案)

(令和6年度～令和8年度)

令和 年 月



はじめに

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 国におけるこれまでの状況.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の対象者等.....	4
5 計画の期間.....	4
6 計画の基本方針.....	4
第2章 再犯の防止等を取り巻く状況	5
1 犯罪者処遇の概要	5
2 地域における再犯防止を取り巻く状況	7
第3章 具体的な取組	10
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	10
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	15
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組.....	18
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組.....	20
5 民間協力者の活動の促進等のための取組	21
6 地域による包摂を推進するための取組.....	23
第4章 計画の推進体制	24
1 推進体制.....	24
主な相談機関等	25
資料編	29
用語の解説	40

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあります。平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年(285万3,739件)にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年(56万8,104件)には戦後最少となりました。

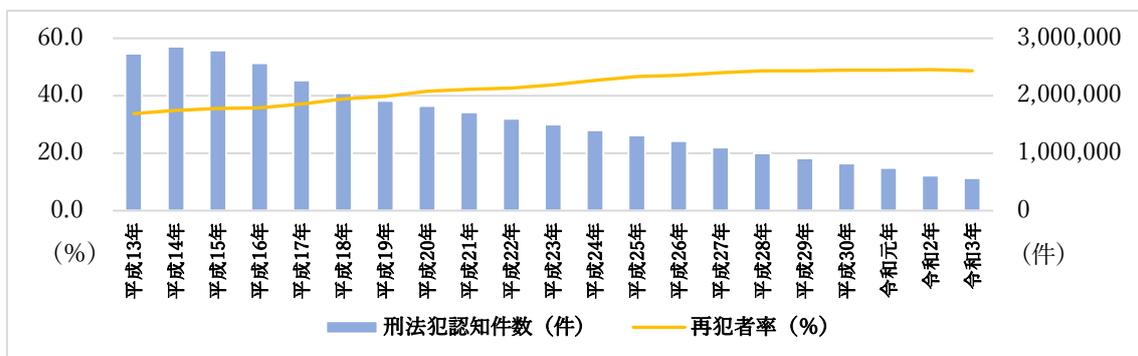
一方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けており、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。こうした者が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要です。

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が制定、施行され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

本市においても、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「船橋市再犯防止推進計画」を策定します。

【刑法犯認知件数及び再犯者率の推移(全国)】



出典：令和4年版犯罪白書

2

国におけるこれまでの状況

全国の刑法犯の認知件数が平成14年に戦後最多となったことを受け、国は平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた結果、平成15年以降の刑法犯認知件数は令和3年まで毎年減少しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年に最多となったことを受け、平成19年版犯罪白書では、国民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されました。

その後、平成24年7月に、「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議で決定し、刑務所等を出所した年を含む2年間における再入所する者の割合(2年以内再入率)を平成33年までに20%以上減少させる(16%以下にする。)という数値目標が初めて設定されました。平成25年12月には、令和2年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、犯罪の繰返しを食い止める再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。

平成26年12月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を犯罪対策閣僚会議で決定し、令和2年までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を3倍にする」、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる」という数値目標を設定しました。

平成28年7月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定し、これらの支援に関する施策に取り組むこととしました。

そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法を制定、施行しました。

また、平成29年12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定しました。

さらに、令和5年3月には、前計画の取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

3

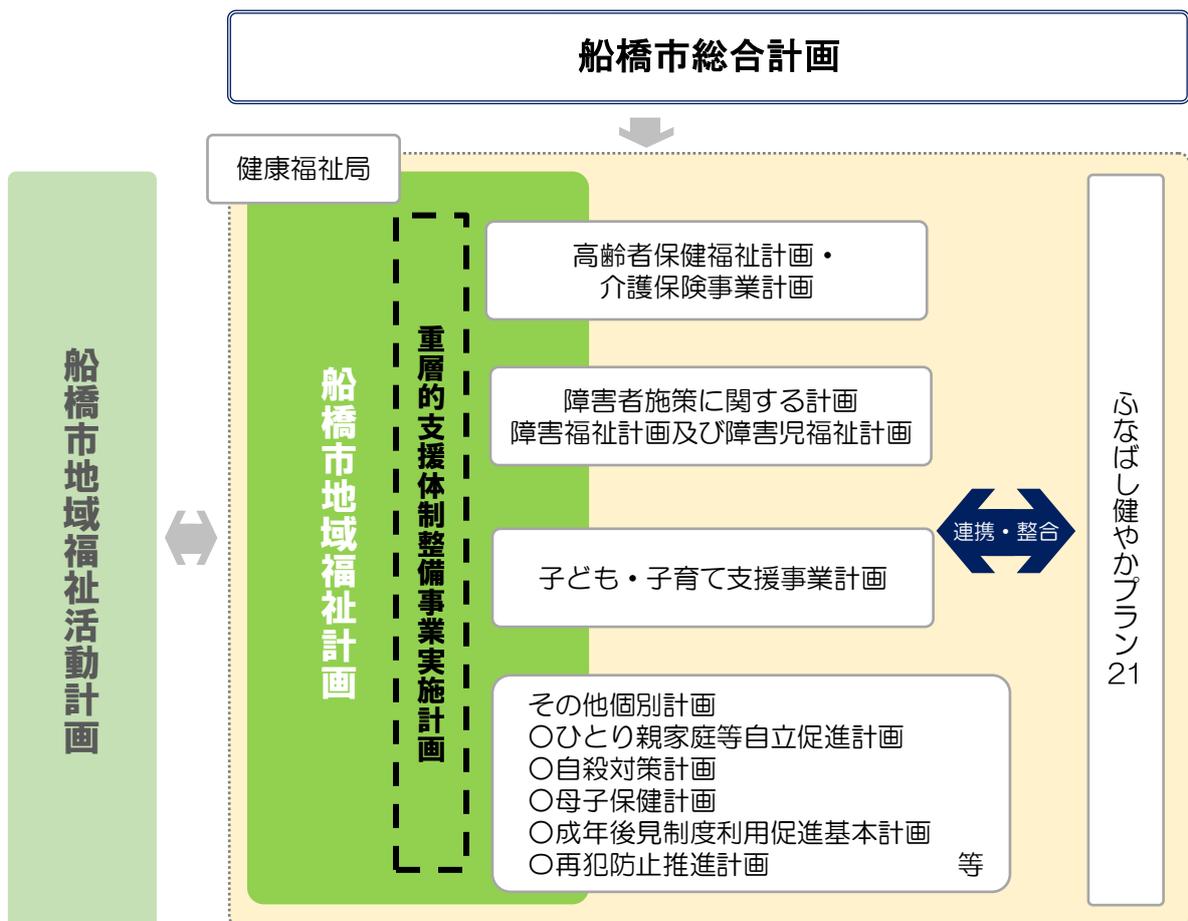
計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、市の最上位計画である「船橋市総合計画」や、「船橋市地域福祉計画」などの関連する行政計画との整合性を図り、再犯防止推進法や国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を推進していきます。

そこで、本計画における施策では、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、副次的な効果として再犯の防止等につながる可能性がある取組についても、記載しています。

計画の位置づけイメージ



4 計画の対象者等

この計画では、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」を支援対象者とします。

再犯防止推進法第2条第1項では、「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者」と規定されています。これには、矯正施設を退所した者だけではなく、警察で微罪処分になった者や検察で不起訴処分(起訴猶予)となった者、裁判所で刑の執行を猶予された者、保護観察に付された者等も含まれます。

犯罪をした者等の多くは、矯正施設に入所することなく地域社会に戻るようになりますが、そうした者の中にも、社会復帰に向けて支援を必要とする者がいます。

また、再犯防止推進法第2条第2項において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)と規定されています。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

6 計画の基本方針

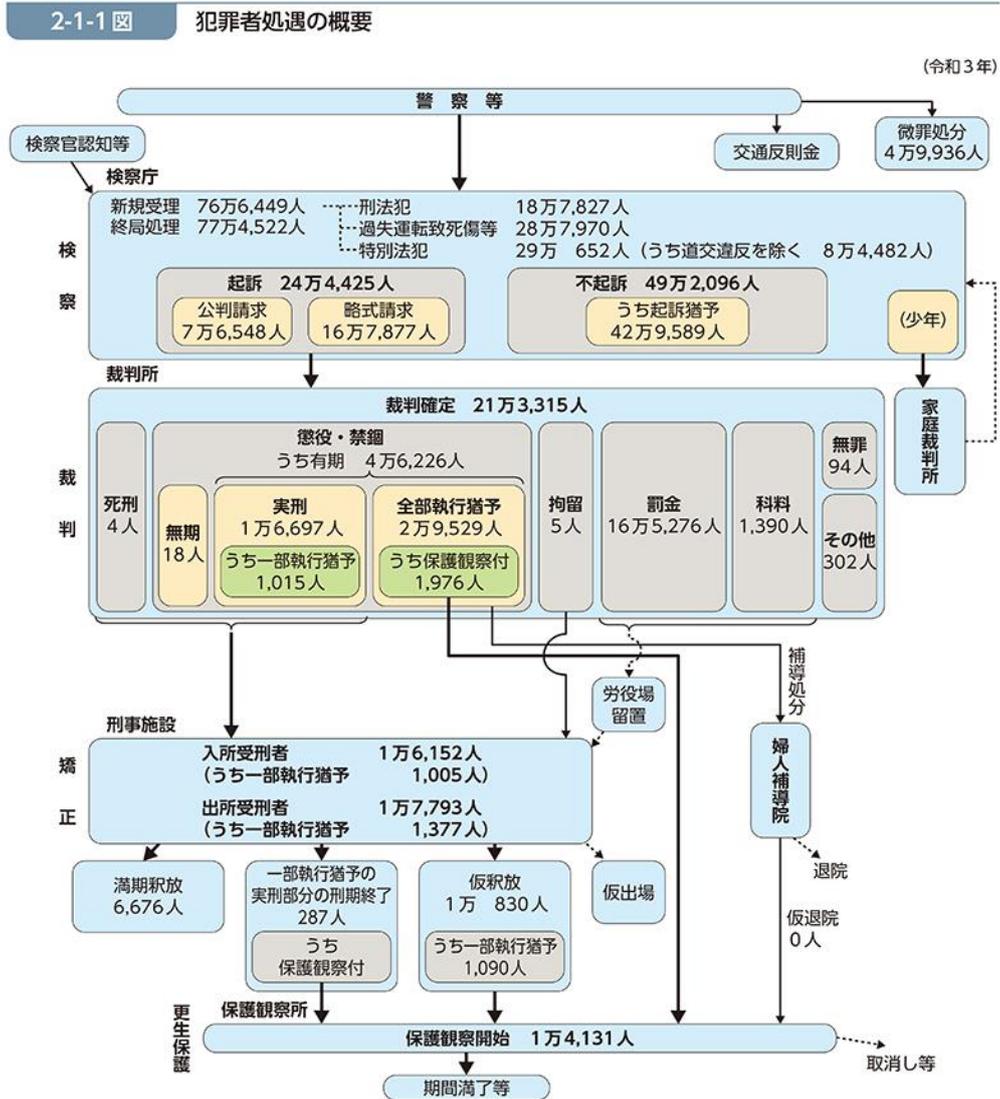
再犯防止の取組は、これまでは主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法機関とともに地方公共団体、民間団体等の関係者が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定されている基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関・団体と連携し、必要な指導及び支援の実施や、理解促進のための広報・啓発などに取り組めます。

第2章 再犯の防止等を取り巻く状況

1

犯罪者処遇の概要

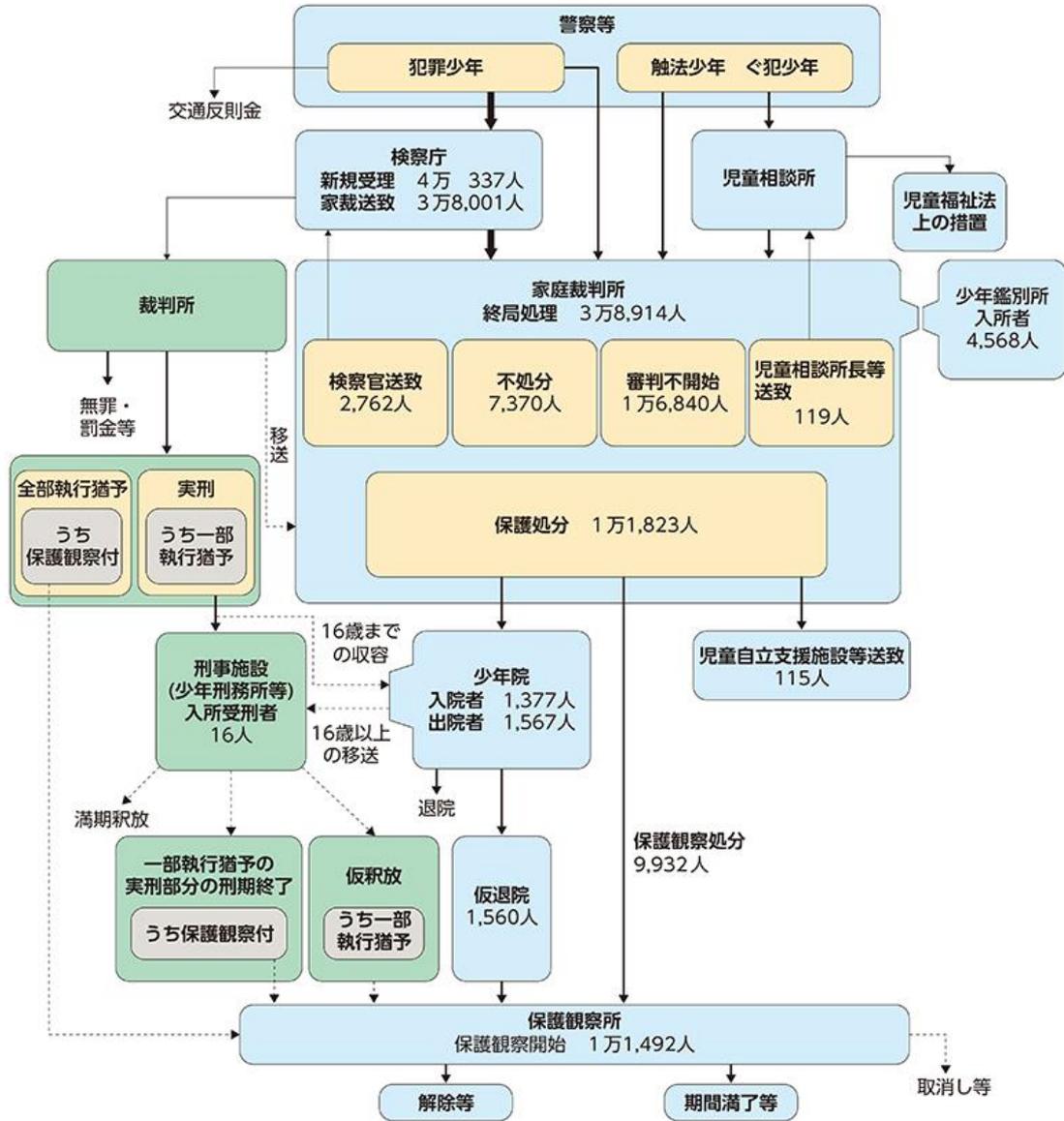


注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は令和3年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。
 7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

出典：令和4年版犯罪白書

3-2-1-1 図 非行少年処遇の概要

(令和3年)



- 注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。
 7 本図及び数値は少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）施行前の手続による。

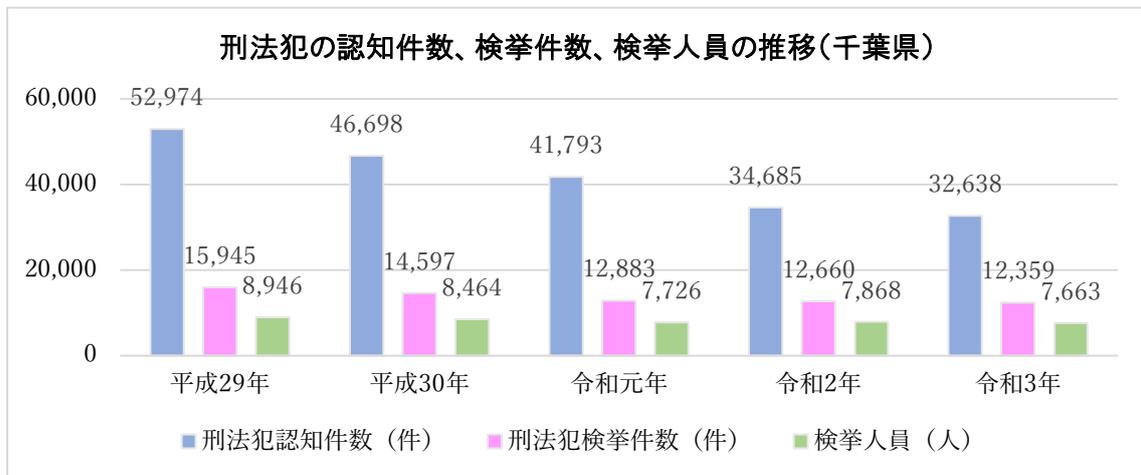
出典：令和4年版犯罪白書

2

地域における再犯防止を取り巻く状況

(1) 刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移

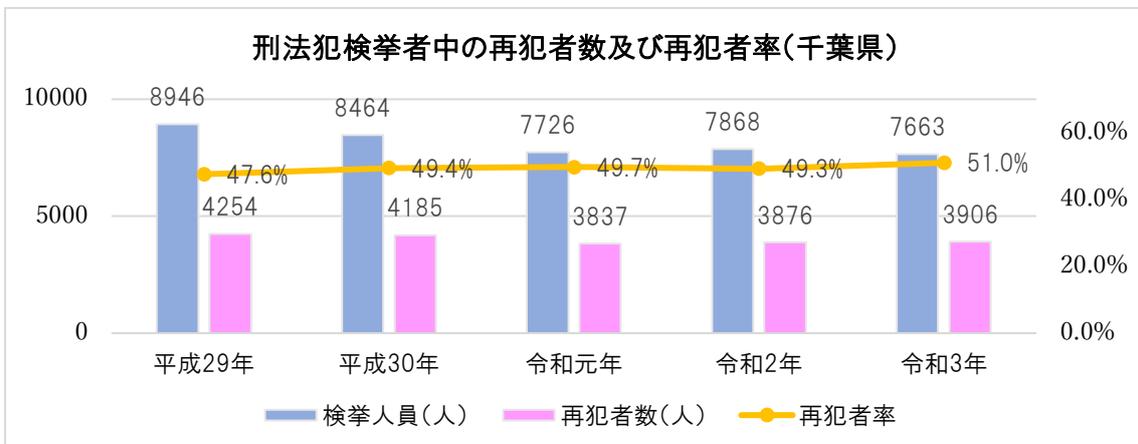
千葉県は刑法犯認知件数は年々減少しており、令和3年には32,638件と、平成29年の認知件数である52,974件と比較すると、約4割減少しています。また、そのうち千葉県警察における令和3年の検挙件数は、12,359件で、検挙人員は7,663人となっています。



出典：千葉県警察ホームページ

(2) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

平成29年以降、千葉県における刑法犯検挙者中の再犯者の割合は、約5割と、高い割合で推移しています。



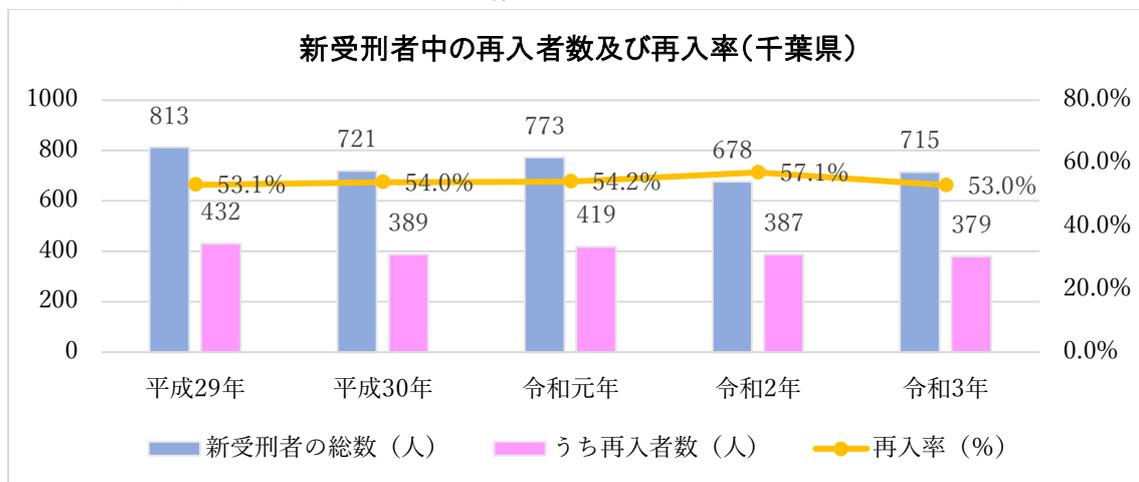
法務省提供データをもとに作成

注

- 1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。
- 2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上しています。
- 3 「再犯者率」とは、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいいます。

(3) 新受刑者中の再入者数及び再入率

千葉県における新受刑者中の再入者数は近年減少傾向にありますが、再入率は再犯者率と同様、5割以上と高い割合を推移しています。



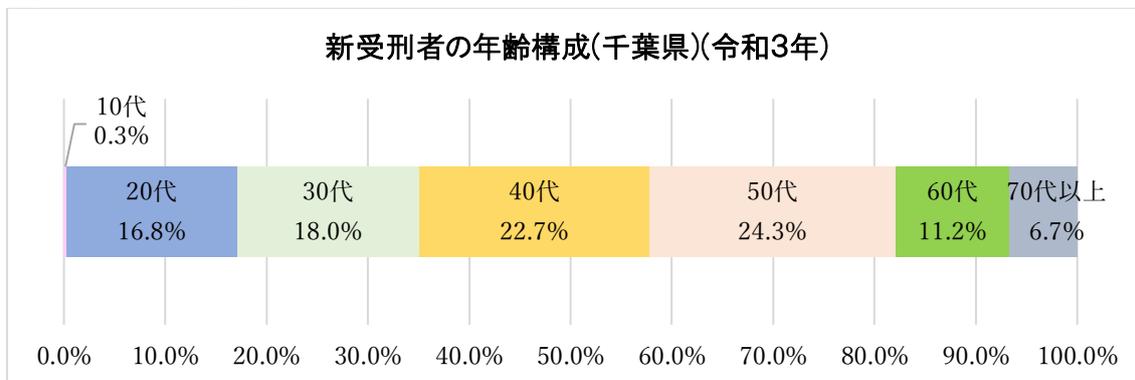
法務省提供データをもとに作成

注

- 1 「新受刑者」とは、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者等をいいます。
- 2 「再入者」とは、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいいます。
- 3 「再入率」とは、新受刑者数に占める再入者数の割合をいいます。
- 4 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

(4) 新受刑者の年齢構成

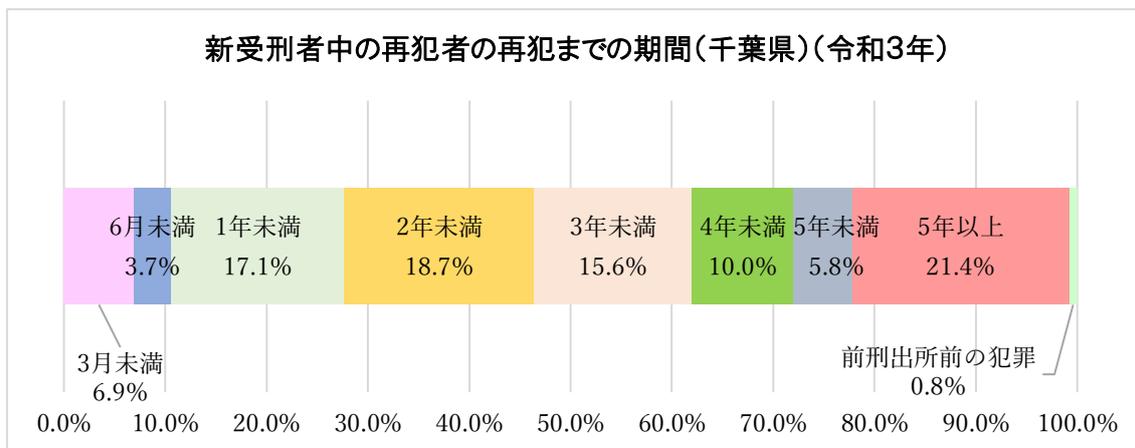
千葉県における新受刑者の年齢構成は、10代～40代が約6割、50代以上が約4割となっています。



東京矯正管区提供データをもとに作成

注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

(5) 新受刑者中の再犯者の再犯までの期間



東京矯正管区提供データをもとに作成

注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

第3章 具体的な取組

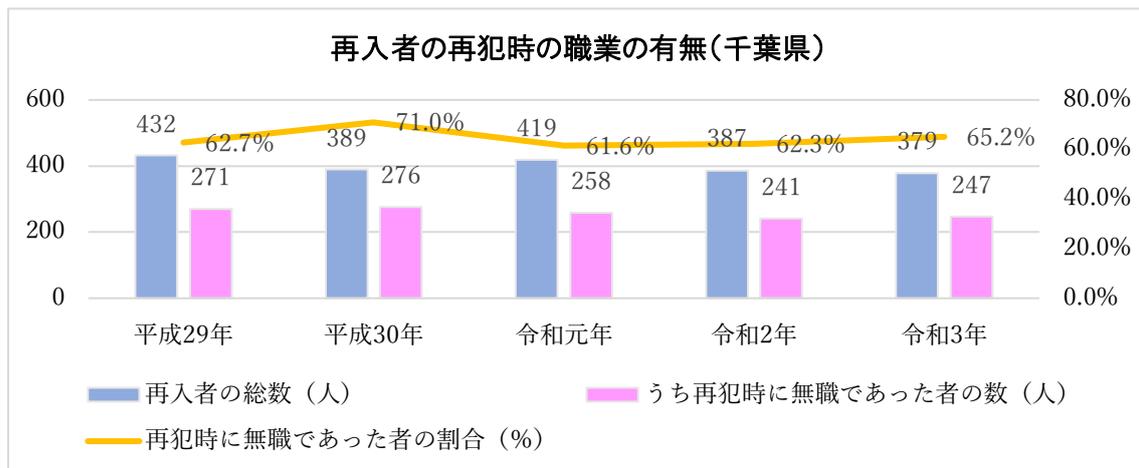
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

(1) 就労の確保

再入者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活を安定させることが重要です。

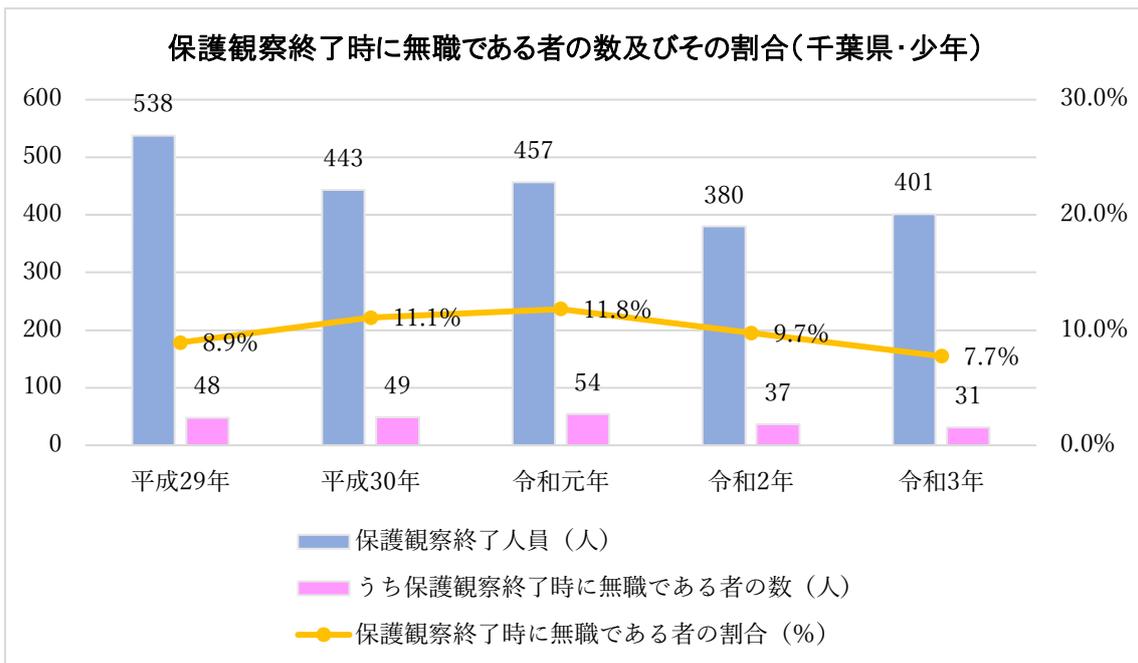
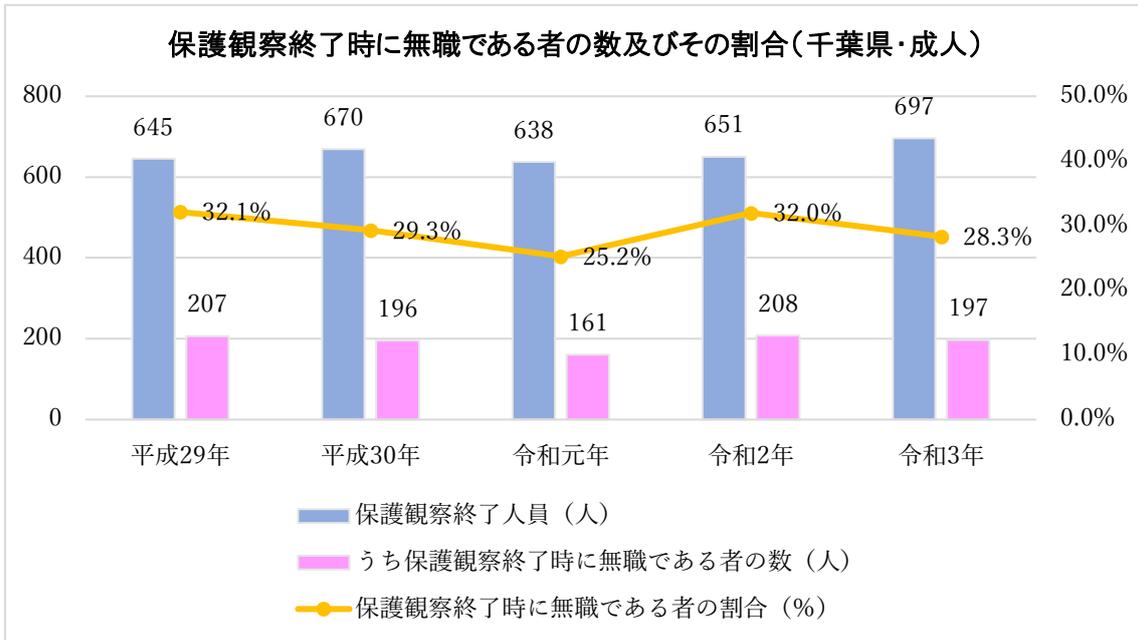
しかしながら、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題が依然としてあります。

そのため、本市においては、犯罪をした者等の安定的な就労や継続した就労状況を確保するための取組を進めていきます。



東京矯正管区提供データをもとに作成

注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計



出典:千葉保護観察所提供データ

【関連する具体的な事業例】

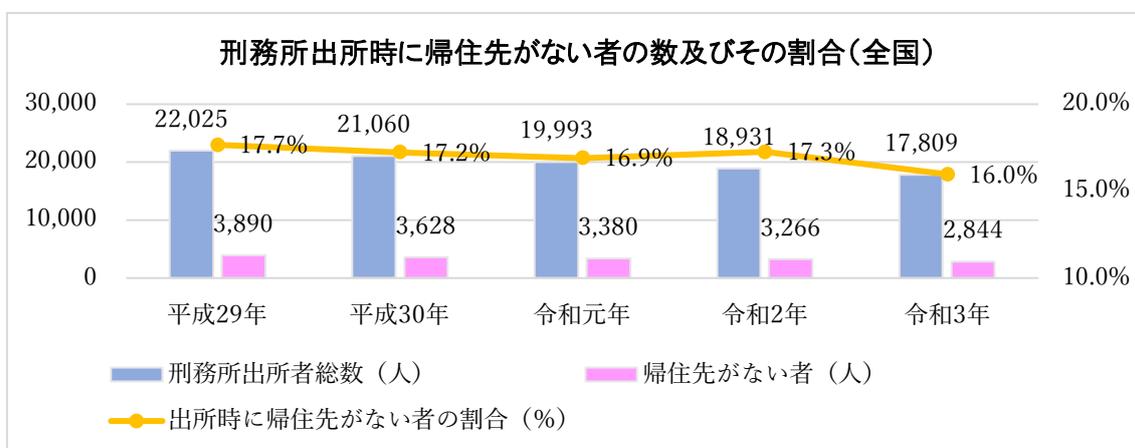
生きがい福祉事業団助成交付金	高齢者福祉課
<p>船橋市に居住する高齢者、障害者及び母子家庭の母・寡婦を会員とし、それぞれの希望に応じて、経験や技能、能力を生かした、臨時的、短期的及びその他の軽易な仕事を開拓、提供し、就業等を通じて、各人が生きがいの充実と社会参加の促進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された「生きがい福祉事業団」の運営を支援する。</p>	
障害者就業・生活支援センター事業	障害福祉課
<p>障害があり、一般企業への就職を希望する者、または既に就職している者を対象に、就業面や生活面の一体的な支援を行う。</p> <p>千葉県指定により市内の事業者が運営する「障害者就業・生活支援センター」に対し、市独自に就労支援員1名加配分の補助を行い、就労支援の機能強化を図る。</p>	
就労準備支援事業	地域福祉課
<p>すぐに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的に、グループワークや就労体験等を通じて「日常生活自立」「社会自立」「就労自立」の支援を行う。</p>	
若者就業支援事業	商工振興課
<p>若者の就業環境の改善を図るため、「ふなばし地域若者サポートステーション」による若年無業者への就労支援及び「ジョブカフェちば」の就労支援事業との連携を行う。</p>	
協力雇用主への優遇措置	契約課
<p>協力雇用主として保護観察所に登録されている者に対し、建設工事入札参加資格審査において優遇措置を図る。</p>	

(2) 住居の確保

刑務所を満期で出所した者のうち、全国では約2割の者が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっているとされています。

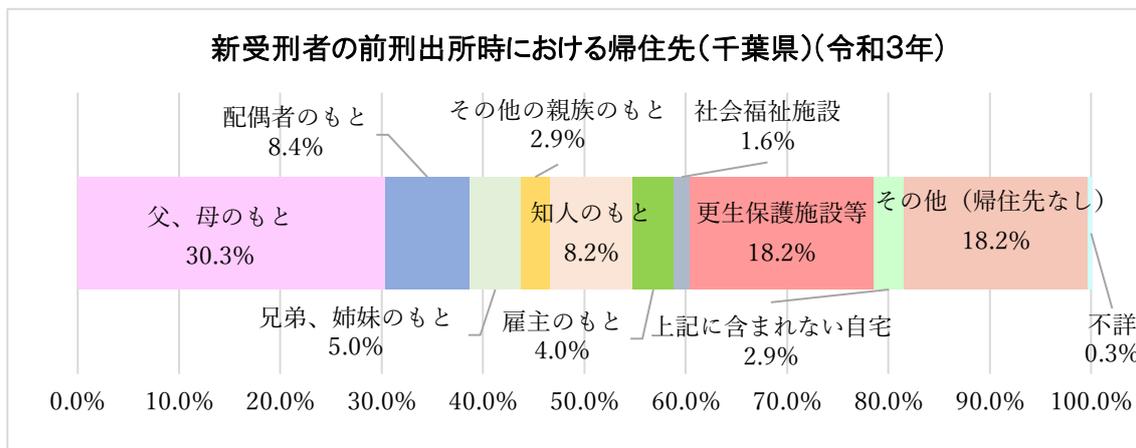
このことから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つといえます。

そのため、本市においては、犯罪をした者等への住まいに関する相談支援や市営住宅の周知等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めていきます。



出典：矯正統計年報

注 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。



東京矯正管区提供データをもとに作成

注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

【関連する具体的な事業例】

居住支援事業	住宅政策課
ひとり暮らし高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう船橋市居住支援協議会が相談窓口を設置し、住まい探し等に関する相談支援を行う。	
市営住宅	住宅政策課
住宅に困窮している低所得者に、低廉な家賃で借りられる市営住宅について周知を行う。	
住居確保給付金	地域福祉課
離職または自営業の廃止、休業等の収入減により、経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	
一時生活支援事業	地域福祉課
一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な宿泊場所や食事の提供とともに、自立相談支援事業と連携して、利用者の自立に向けた就労支援などを行う。	

2

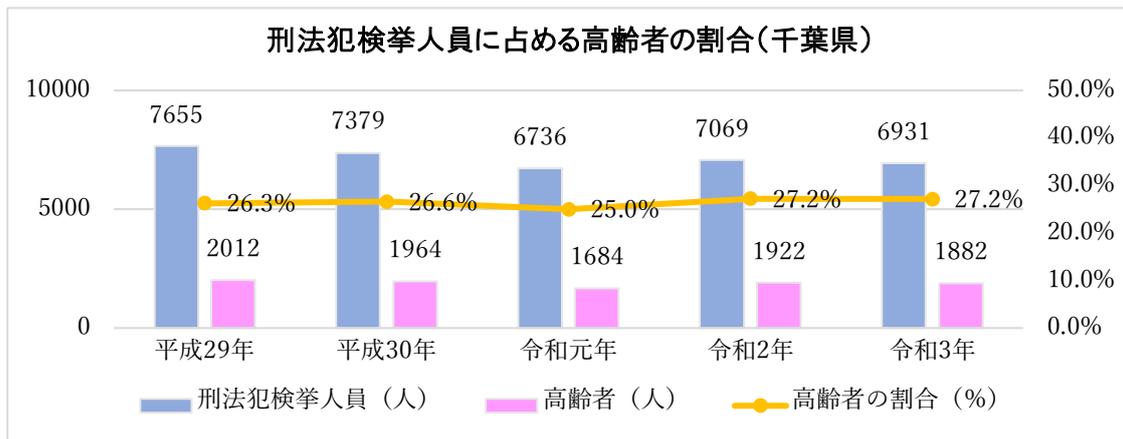
保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者、障害者等への支援

刑法犯の検挙人員に占める高齢者(65歳以上の者)の割合は2割を超えており、また、犯罪時の居住地が千葉県で、令和3年に新受刑者として刑事施設に入所した者のうち、精神診断の結果、障害があると診断された者の割合は約13%でした。

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

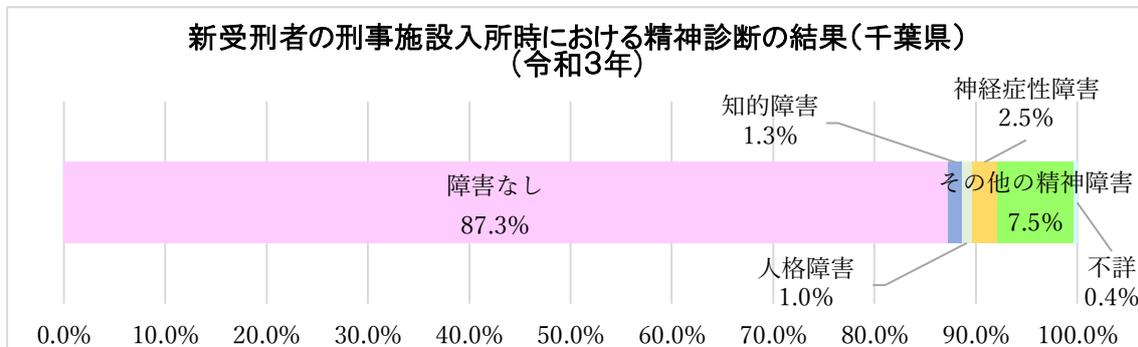
こうしたことから、本市においては、市民に身近な行政機関として、支援を必要とする者が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めていきます。



東京矯正管区提供データをもとに作成

注

- 1 「高齢者」は、65歳以上の者として集計
- 2 犯罪時に居住していた市区町村に基づき集計



東京矯正管区提供データをもとに作成

注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

【関連する具体的な事業例】

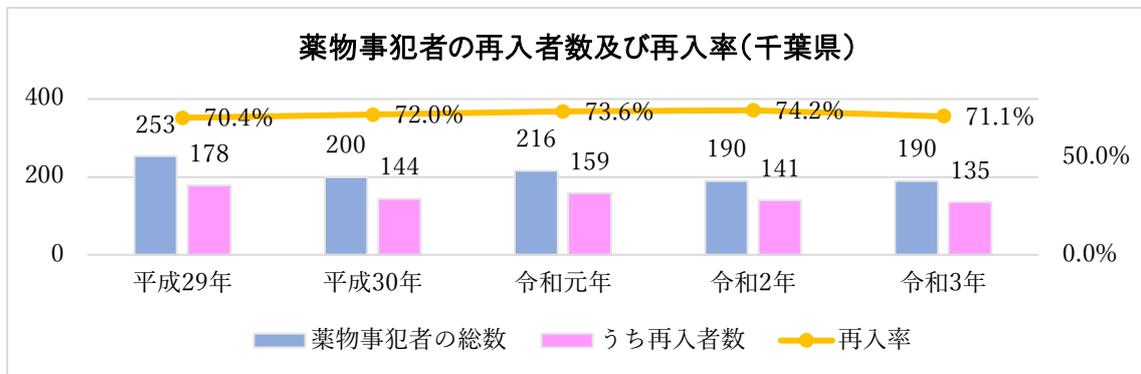
総合相談窓口事業	地域福祉課
高齢者、障害のある者、子供等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、対象者を限らないワンストップの相談窓口である船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」を設置し、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図る。	
地域包括支援センター運営事業	地域包括ケア推進課
高齢者のための総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行う。	
障害者(児)総合相談支援事業	障害福祉課
障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。	
生活保護制度による支援	生活支援課
生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その者の状態に応じた自立を目指し支援を実施する。	
成年後見制度利用支援事業	地域包括ケア推進課、障害福祉課、保健総務課
成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者で身寄りがない等の場合、市が申立てを行う。また、後見人等の報酬、申立て費用(市長申立てのみ)の支払いが困難な者に対しては助成を行う。	
成年後見制度普及事業	地域包括ケア推進課、障害福祉課、保健総務課
認知症、知的障害、その他精神上の障害により判断能力が十分でない者の財産や権利を護るため、権利擁護支援のネットワーク構築を図り、成年後見制度の利用促進、制度の普及啓発を行う。	
地域連携ネットワークの構築	地域包括ケア推進課
権利擁護における、包括的な支援ネットワークの構築を図り、支援を必要とする市民の早期発見・早期支援につなげる。	
重層的支援体制の整備	福祉政策課
複合化・複雑化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的支援体制を整備する。	

(2) 薬物依存を有する者への支援

覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しています。令和2年の覚醒剤取締法違反での2年以内再入者のうち8割以上が同罪名による再犯であり、覚醒剤への依存の強さがうかがえます。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症者である場合があることから、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が必要と考えられます。

本市においても、関係機関・団体と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきます。



東京矯正管区提供データをもとに作成

注

- 1 「薬物事犯者」は、麻薬及び向精神薬取締法違反、覚醒剤取締法違反について集計しており、シンナー、大麻、危険ドラッグは除外。
- 2 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

【関連する具体的な事業例】

薬物乱用防止啓発事業	保健総務課
地域に薬物乱用の危険性や依存症について正しい理解を広めるため、千葉県薬物乱用防止指導員船橋市地区協議会に所属する薬物乱用防止指導員の協力を得て街頭啓発活動等を行い、薬物乱用の防止を図る。	
薬物乱用防止教育	保健体育課
薬物乱用の危険性について理解を広めるため、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科において薬物乱用防止教育を実施する。	

3

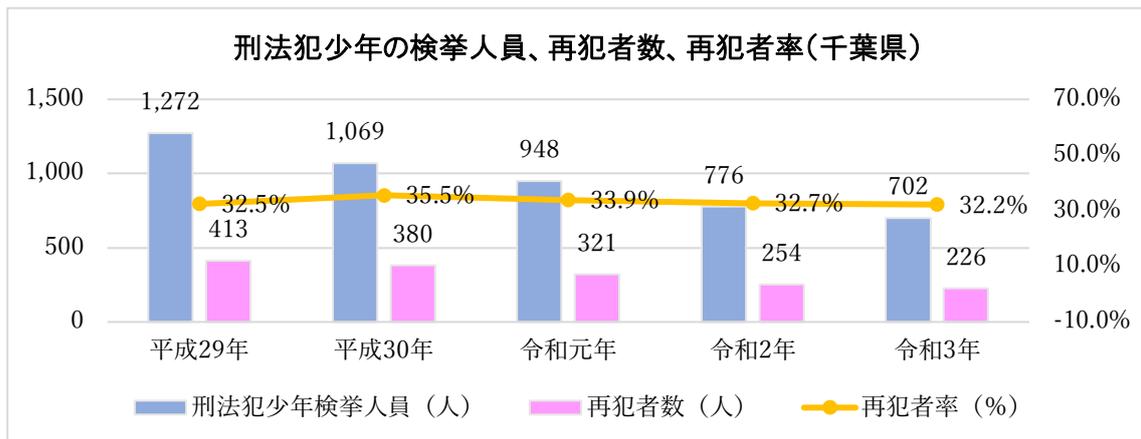
学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

国内のほとんどの生徒が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の約25%、入所受刑者の約35%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

将来を担う少年たちの健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へ繋いでいくことが重要となります。

このため、本市においても、関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきます。



出典：千葉県警察ホームページ

注 犯罪時に居住していた都道府県に基づき集計

【関連する具体的な事業例】

学習支援事業	こども家庭支援課
<p>子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生を対象に、学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な学力向上を図るための指導や、進学及び進路支援を行うこと並びに高校生等への中退防止のための指導及び相談を行う。</p>	
フードバンク・子ども食堂への支援	地域福祉課、こども家庭支援課
<p>地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているフードバンク・子ども食堂の取り組みを支援するため、活動状況の情報発信を行うなど、活動に対する支援を行う。</p>	
保護司会補助事業	地域福祉課
<p>更生保護サポートセンターにおいて、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した者や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動」への一部助成を行う。</p>	
青少年補導委員による支援	青少年センター
<p>青少年非行の早期発見、未然防止を目的に活動し、青少年の健全育成を目指す。</p>	
<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援</p>	指導課・総合教育センター
<p>市内の全小・中学校と市立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員のカウンセリングにより、教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校等の問題や悩みの解消を図るための支援を行う。</p> <p>また、市内の全中学校区内の26校と市立高等学校に原則週1日スクールソーシャルワーカーを配置し、配置校を拠点として、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、支援を行う。</p>	

4

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、1人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な支援を継続的に実施することが重要です。

本市においても、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する者に対する支援等、対象者の特性に応じた支援を進めていきます。

【関連する具体的な事業例】

家庭児童相談室	児童相談所開設準備課
要保護児童及びDV対策地域協議会を活用した情報共有や、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図り支援を行う。	
こども発達相談センター	療育支援課
発達上の課題を有する18歳以下のこどもについて、専門職が電話相談等を行い、必要に応じて関連施設等につなげるなどの支援を行う。	
男女共同参画センター	市民協働課
生き方、家庭問題、仕事等の悩みについて、心理的なサポートをしながら、相談者が自己決定できるように女性の生き方相談、男性の生き方相談を行う。	
子育て世代包括支援センター事業	地域保健課
妊娠期から子育て期(18歳まで)の様々な不安や悩みなどについて専門職が相談に応じ、相談者に必要な情報提供を行う。	

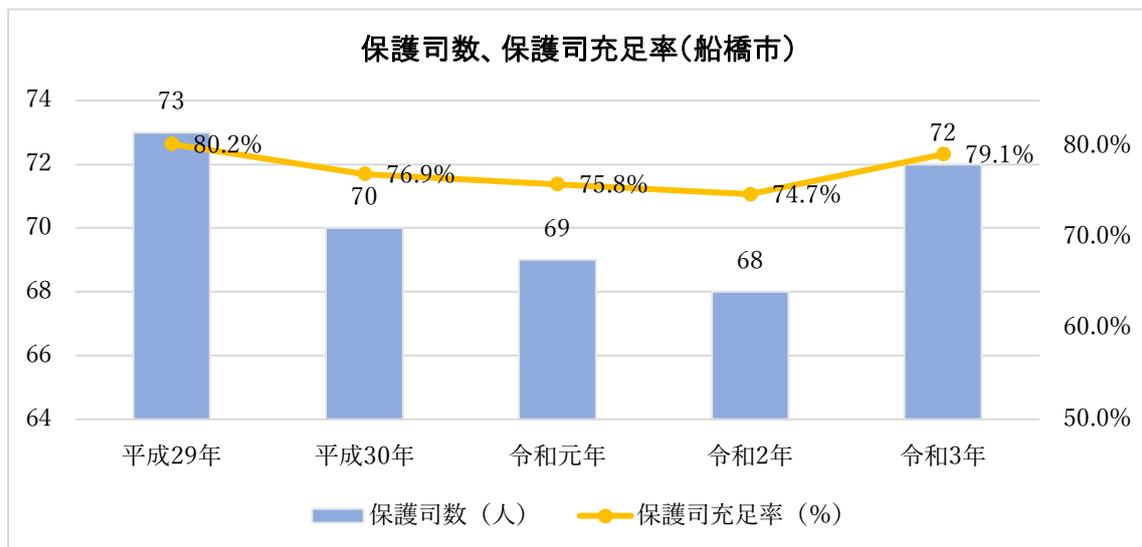
5

民間協力者の活動の促進等のための取組

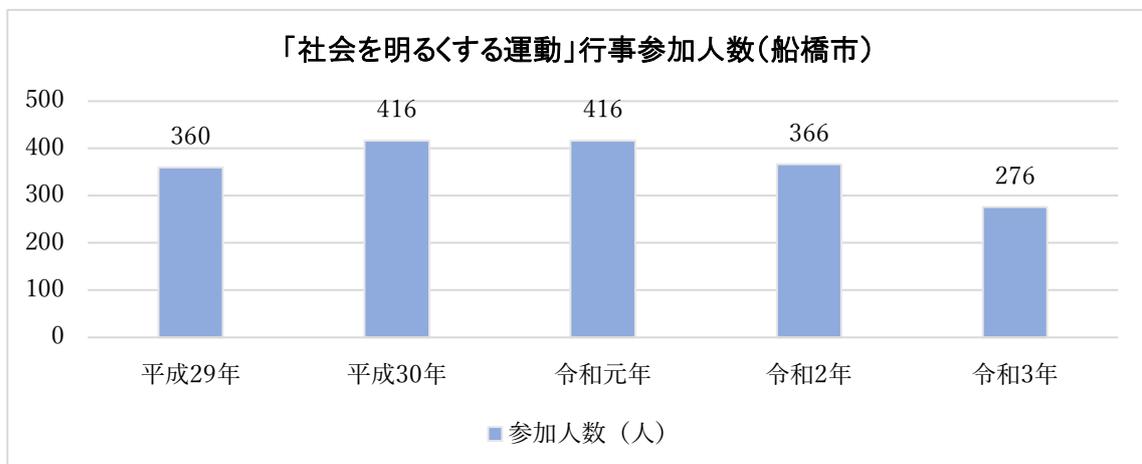
犯罪をした者等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等、多くの民間協力者によって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきました。

これらの更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在となっています。

このため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めていきます。



出典:千葉保護観察所提供データ



出典:千葉保護観察所提供データ

【関連する具体的な事業例】

保護司会補助事業(再掲)	地域福祉課
更生保護サポートセンターにおいて、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した者や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動」への一部助成を行う。	
青少年育成団体補助事業	青少年課
青少年育成団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青少年の健全育成活動の促進を図る。	
協力雇用主への優遇措置(再掲)	契約課
協力雇用主として保護観察所に登録されている者に対し、建設工事入札参加資格審査において優遇措置を図る。	
保護司の表彰	地域福祉課
長年にわたり犯罪や非行のない地域の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲の向上を図る。	
更生保護サポートセンターの設置支援	地域福祉課
保護司の活動促進のため、開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所の提供を行うため関係部署と調整を行う。	

6

地域による包摂を推進するための取組

犯罪をした者等の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力しながら再犯防止に関する取組みを進めていき、また、地域においてそうした者を受け入れるための意識醸成を図っていくことが大切であると考えます。

今後、本市における再犯防止に関する推進体制を構築し、関係機関との連携強化を図り、また広報・啓発活動を推進していくことで、あらゆる社と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【関連する具体的な事業例】

(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワークの設置	福祉政策課
令和6年度以降、船橋市再犯防止推進計画策定委員会の委員を中心に構成する「(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワーク」を設置し、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進める。	
重層的支援体制の整備(再掲)	福祉政策課
複合化・複雑化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的支援体制を整備する。	
広報・啓発活動の推進	福祉政策課・地域福祉課
国、民間協力者等との連携により、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする者を地域社会で受け入れるための意識醸成を図る。	

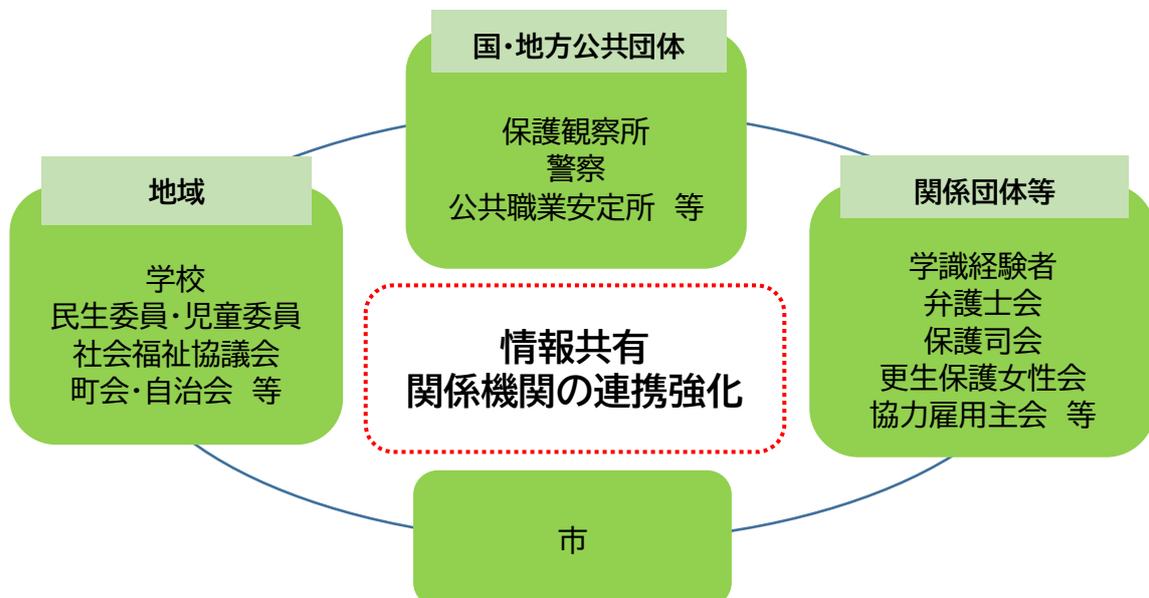
第4章 計画の推進体制

1 推進体制

この計画では、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目指しています。

計画に基づく再犯の防止等に関する施策の推進に当たっては、学識経験者や保護観察所、警察、公共職業安定所等の機関、保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民・団体や行政機関等を構成員とする「(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワーク」を設置し、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めます。

【(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワークのイメージ】



主な相談機関等

〈就労に関する相談〉

名称	所在地	電話
ふなばし地域若者サポートステーション	湊町2-1-2 Y.M.A.Officeビル5階	047-437-6003
ハローワーク船橋(第一庁舎)	湊町2-10-17	047-431-8287
ハローワーク船橋(第二庁舎)	本町2-1-1 船橋スクエア 21ビル	047-420-8609
船橋市 「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」	湊町2-8-11 船橋市役所別館 1階	047-495-7111

〈住まいに関する相談〉

名称	所在地	電話
住まいるサポート船橋	本町2-7-8 船橋市福祉ビル 3階	047-437-0055
船橋市営住宅管理センター	湊町 2-10-25 船橋市役所 6階	047-436-2040
船橋市 「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」	湊町2-8-11 船橋市役所別館 1階	047-495-7111

〈障害者(児)のための総合相談窓口〉

名称	所在地	電話
ふらっと船橋	海神1-31-31 ジュネス海神101号室	047-495-6777
テレサ会	高根台3-15-5 3階	047-469-3173
ヴェルフ藤原	藤原8-17-1	047-430-7836

〈高齢者のための総合相談窓口〉

◆地域包括支援センター

名称	所在地	電話
中部地域包括支援センター	北本町1-16-55 保健福祉センター1階	047-423-2551
新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	芝山1-39-7 フォンテーヌ芝山104	047-404-7061
東部地域包括支援センター	薬円台5-31-1 社会福祉会館3階	047-490-4171
前原地域包括支援センター	前原西2-29-10 青空ビル1階	047-403-3201
三山・田喜野井地域包括支援センター	三山6-41-24 田屋ビル103	047-403-5155
習志野台地域包括支援センター	習志野台2-71-15 ACE202	047-462-0002
西部地域包括支援センター	本郷町457-1 西部消防保健センター4階	047-302-2628
塚田地域包括支援センター	前貝塚町535-10 ハイムルーエ	047-404-7221
法典地域包括支援センター	馬込西1-2-10 寿ビルA101	047-430-4140
南部地域包括支援センター	湊町2-10-25 船橋市役所3階	047-436-2883
宮本・本町地域包括支援センター	宮本4-19-12 ヨモギダビル203	047-401-0341
北部地域包括支援センター	三咲7-24-1 北部福祉会館1階	047-440-7935
二和・八木が谷地域包括支援センター	二和東6-17-39	047-448-7115
豊富・坪井地域包括支援センター	神保町117-8	047-457-3331

◆在宅介護支援センター

名称	所在地	電話
夏見在宅介護支援センター	米ヶ崎町691-1 特別養護老人ホームさわやか苑内	047-460-1203
高根・金杉在宅介護支援センター	金杉町141-2 船橋健恒会ケアセンター内	047-406-8765
高根台在宅介護支援センター	高根台2-11-1 千葉徳洲会病院内	047-774-0412
二宮・飯山満在宅介護支援センター	飯山満町2-519-3 船橋市ケア・リハビリセンター内	047-461-9993
薬円台在宅介護支援センター	薬円台5-6-1 ますがたビル102	047-402-2713
葛飾在宅介護支援センター	西船2-21-12 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内	047-410-0072
中山在宅介護支援センター	二子町492-26-102	047-302-3212
湊町在宅介護支援センター	湊町2-11-3 AS湊町ビル402	047-409-1270
海神在宅介護支援センター	海神6-7-5-102	047-410-1230
本町在宅介護支援センター	本町7-15-19-103	047-422-9800
三咲在宅介護支援センター	三咲4-1-11-104	047-460-9300
松が丘在宅介護支援センター	松が丘1-33-4 ひばりの丘デイサービスセンター内	047-461-3465
大穴在宅介護支援センター	大穴北7-22-1 老人保健施設千葉徳洲苑内	047-400-2355
八木が谷在宅介護支援センター	咲が丘3-11-4	047-448-6300
坪井在宅介護支援センター	坪井西2-1-9	047-469-1100

〈非行少年に関する相談〉

名称	所在地	電話
船橋市青少年センター	本町1-23-7	047-431-2315
船橋市青少年センター(北部分室)	高根台4-32-6	047-456-5110

〈生活保護〉

名称	所在地	電話
船橋市生活支援課	湊町2-1-4	047-436-2360

〈更生保護サポートセンター〉

名称	所在地	電話
船橋地区更生保護サポートセンター	湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎3階	047-440-8450

1 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設

(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。
(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公

営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受け取ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2

船橋市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

船橋市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画(以下「計画」という。)の策定をするため、船橋市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 刑事・司法関係者
- (3) 更生保護関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要があると認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

〈船橋市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿〉

※役職等は令和5年10月1日現在のものです。

(敬称略)

No	委員種別	所属団体・役職等	氏名
1	第1号委員 (学識経験者)	千葉大学 社会精神保健教育研究センター 特任講師	東本 愛香
2	第2号委員 (刑事・司法関係者)	法務省 千葉保護観察所 統括保護観察官	里見 有功
3		千葉県弁護士会京葉支部	土佐 一仁
4		船橋警察署 生活安全課長	小山 毅
5		船橋東警察署 生活安全課長	金子 雄介
6	第3号委員 (更生保護関係者)	船橋地区保護司会 会長	戸松 篤司
7		船橋市更生保護女性会 会長	磯部 晴子
8		船橋地区更生保護協力雇用主会 会長	平川 修
9	第4号委員 (学校教育関係者)	船橋市小学校長会 船橋市立咲が丘小学校 校長	伊藤 一茂
10		船橋市中学校長会 船橋市立大穴中学校 校長	石川 裕厚
11	第5号委員 (社会福祉関係者)	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」 所長	白田 東吾
12		基幹相談支援センター 「ふらっと船橋」 所長	清水 博和
13		船橋市社会福祉協議会 常務理事	小出 正明
14		船橋市民生児童委員協議会 理事	内藤 富江
15		船橋公共職業安定所 統括職業指導官	古市 佳子
16	第6号委員 (市民)	船橋市自治会連合協議会 副会長	内海 進三郎

3

船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会設置要綱

船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画(以下「計画」という。)を検討するため、船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、福祉サービス部長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が委員の全員又は一部を招集し、議長となって議事の進行及び整理を行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表

委員長	健康福祉局長	
副委員長	福祉サービス部長	
委員	企画財政部	企画財政部長、政策企画課長
	総務部	総務部長、職員課長、人事課長
	市民生活部	市民生活部長、市民協働課長
	福祉サービス部	福祉政策課長、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長
	高齢者福祉部	高齢者福祉部長、高齢者福祉課長、地域包括ケア推進課長
	健康部	健康部長、地域保健課長
	保健所	保健所理事、保健総務課長
	こども家庭部	こども家庭部長、こども家庭支援課長、児童相談所開設準備課長、療育支援課長
	経済部	経済部長、商工振興課長
	建築部	建築部長、住宅政策課長
	学校教育部	学校教育部長、指導課長、総合教育センター所長
	生涯学習部	生涯学習部長、青少年課長、青少年センター所長

用語の解説

か行

家庭裁判所	6頁
<p>家庭内の紛争に関する訴訟や審判を行い、また、非行少年の事件について審判を行う裁判所をいう。</p> <p>非行少年の事件について家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質や環境等について調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりする。</p>	
仮釈放	5、6、13頁
<p>懲役又は禁錮に処せられ、その刑の執行中の者が、地方更生保護委員会の決定により仮に釈放されることをいう。仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。</p>	
仮出場	5頁
<p>拘留に処せられた者及び労役場に留置された者について仮に出場させることをいう。</p>	
仮退院	6頁
<p>少年院から仮に釈放することをいう。</p>	
起訴	6頁
<p>公訴を提起すること。検察官が裁判所に対し、特定の事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為をいう。</p>	
起訴猶予	4頁
<p>犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときにする処分をいう。</p>	
矯正施設	4頁
<p>犯罪や非行をした者たちを収容する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称をいう。</p>	
協力雇用主	21、22頁
<p>犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい者たちの事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する民間の事業主をいう。</p>	
検挙件数	7頁
<p>警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。</p>	
刑事施設	5、6、8、15頁
<p>刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称をいう。このうち、刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設である。</p>	

更生保護サポートセンター	19、22、28頁
<p>保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動(※)を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。</p> <p>※更生保護活動…犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動をいう。</p>	
更生保護施設	13頁
<p>刑務所出所者等のうち頼るべき者がいないなどの理由で、帰るべき場所がない者たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行う民間の施設をいい、被保護者の円滑な社会復帰を手助けする。</p>	
更生保護女性会	21頁
<p>犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体をいう。</p>	

さ行

再入者	8、10、17頁
<p>受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。</p>	
再入率	2、8、13、15、20頁
<p>新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。</p>	
裁判所	4、5、6頁
<p>裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡し、その刑が3年以下の懲役・禁錮等の場合は、情状によりその執行を全部又は一部猶予したり、更にはその猶予の期間中、保護観察に付することもある。</p> <p>なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもある。</p>	
社会を明るくする運動	19、22、23頁
<p>すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動をいう。</p>	
少年院	18頁
<p>家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設をいう。</p> <p>少年院は、少年の年齢、心身の状況及び非行傾向等から、第1種から第5種までの5種類に分けられており、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩む。</p>	

少年鑑別所	6頁
<p>(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設をいう。</p> <p>少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っている。</p>	
新受刑者	8、9、15頁
<p>裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者等をいう。</p>	

な行

認知件数	1、2、7頁
<p>警察が発生を認知した事件の数をいう。</p>	

は行

非行少年	4、19、22、28頁
<p>犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。</p> <p>※犯罪少年…罪を犯した少年(犯行時に14歳以上であった少年)をいう。</p> <p>※触法少年…14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。</p> <p>※ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。</p>	
微罪処分	4、5頁
<p>検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領(遺失物等横領を含む。)等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。</p>	
婦人補導院	5頁
<p>売春防止法違反で補導処分となった20歳以上の女子を収容し、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている施設をいう。婦人補導院の仮退院が許可されると、保護観察に付される。</p>	
保護観察所	22頁
<p>仮釈放が決定された受刑者は仮釈放の期間中、保護観察に付される。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した者も、猶予の期間中は保護観察に付される。</p> <p>保護観察に付された者は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受ける。</p>	

保護司	21、22頁
<p>犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアをいう。</p> <p>主な職務には、保護観察を受けている者と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている者の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがある。</p>	

ら行

労役場	5頁
<p>罰金または科料の裁判を受けた者がその罰金または科料を完納することができない場合に、その者を一定期間、労役に服させるために留置する施設をいう。</p>	

船橋市再犯防止推進計画

発行：船橋市

編集：健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

TEL:047-436-2383 FAX:047-436-2409

メール: fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

発行日：令和6年3月